



資料

## 1 用語解説

用語	解説	P
1* グローバル化	ものごとの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大している様子のことをいいます。	2
2* IT	Information Technologyの略。情報技術。	2
3* 男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会を形成するための基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を示した法律です。 男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日に、公布、施行されました。	2 3
4* 男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法第13条に基づいて策定された、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に推進するための国の基本計画です。現行の計画は、平成12(2000)年12月に閣議決定され、平成22(2010)年を目標年次としています。平成17(2005)年12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。 また、男女共同参画社会基本法第14条には、都道府県と市町村においても、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。	2
5* 広島県男女共同参画推進条例	男女共同参画社会の実現をめざし、基本理念と県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、その施策について必要な事項を定めた条例です。平成13(2001)年12月に公布、平成14(2002)年4月から施行されました。	2
6* 広島県男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法第14条と広島県男女共同参画推進条例第7条に基づいて策定された広島県の基本計画です。平成18(2006)年3月に改定され、「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。 男女共同参画を推進するために取り組むべき施策を「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という3つの視点で体系化しています。	2
7* 固定的な性別役割分担意識	個人的な能力や意思ではなく、男女の性別により「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」など、役割を固定する考え方。	2 14
8* ライフステージ	幼年期、児童期、青年期、中年期、高年期など個人の生活周期の段階のことをいいます。	4 34
9* ライフプラン	生涯にわたる人生設計、生活設計のことをいいます。	4
10* ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスとは、働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のことです。 仕事と生活の軸足の置き方は、働き手によって、またライフステージによっても違います。働く人が各人にとって望ましいワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「仕事専念型」だけでなく、多様な働き方を選べるようにすることが求められます。	4
11* ライフスタイル	生活様式または生き方のことをいいます。	4

用語	解説	P
<p>12* DV(ドメスティック・バイオレンス)</p>	<p>配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力を言います。身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの)のほか、精神的暴力(心身に有害な影響を及ぼす言動)や性的暴力も含んでいます。</p> <p>女性が被害者になることが圧倒的に多いため、国などにおいては、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。</p> <p>平成13(2001)年4月に公布、同年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)では、配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、暴力の防止と被害者の保護のため措置について定めています。</p> <p>なお、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>	<p>5 8 19 29</p>
<p>13* 育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)</p>	<p>少子化対策の一環として、職業生活と家庭生活との両立により労働者の生活安定と福祉の増進、さらには経済・社会の発展に資することを目的として制定された法律です。</p> <p>平成4(1992)年4月に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して、平成7(1995)年10月から施行、育児や介護を行っている労働者の仕事と家庭との両立を一層推進するため、平成17(2005)年4月に改正育児・介護休業法が施行されました。</p> <p>1歳未満の子を養育する労働者に対し育児休業が、また、負傷・疾病などにより常時介護を必要とする家族をもつ労働者に対し3ヶ月の介護休業が認められているほか、事業主に対して勤務時間の短縮等の措置を義務付けています。</p>	<p>8 19 21 25</p>
<p>14* セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)</p>	<p>職場における継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。また、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や学校における教師と生徒との間、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものといえます。</p> <p>男女雇用機会均等法では、事業主にセクシュアル・ハラスメント防止の配慮義務を課し、啓発活動や相談窓口の明確化、迅速な対応を義務付けています。</p> <p>「職場における性的な言動に対する女性労働者の対応によって、その女性労働者の雇用や労働条件に不利益や利益を与えるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動によって女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントといいます。</p>	<p>8 19 30</p>
<p>15* 男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)</p>	<p>雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年4月に施行されました。</p> <p>平成11(1999)年4月の改正により、募集・採用、配置、昇進などにおける女性に対する差別の禁止や、セクシュアル・ハラスメント防止に関する配慮義務などが盛り込まれました。</p>	<p>19</p>

用語	解説	P
16* 家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営上の家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルール(経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等)を文書にして取り決めたものです。</p>	22 48
17* ストーカー行為 (つきまとい行為)	<p>相手の意思を無視して、相手を追いかけて、しつこくつきまとうことなどをいいます。</p> <p>平成12(2000)年5月に公布、同年11月に施行された、ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制に関する法律)では、恋愛感情や好意の感情などが満たされなかったことに対するえん恨の感情を満足させるために、相手や配偶者などに、次のような行為を繰り返し行うことと定義しています。</p> <p>①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ②行動を監視していると告げること③面会・交際の要求④乱暴な言動⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ⑥汚物などの送付⑦名誉を傷つける⑧性的羞恥心の侵害</p>	30
18* 地域包括支援センター	<p>平成18(2006)年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民(主に高齢者)の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践します。</p>	39
19* 地域子育て支援センター	<p>平成5(1993)年に事業が創設され、新エンゼルプラン等に基づき拡大されてきました。地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。</p>	41 49
20* つどいの広場	<p>子育て親子(おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者)が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、相互交流するための場。</p>	41 49
21* 放課後子どもプラン	<p>原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するものです。平成19(2007)年度に創設されます。</p>	41
22* ファミリーサポートセンター	<p>地域において子育ての相互援助活動を行う組織のことをいいます。</p> <p>保育サービスを提供したい人と受けたい人が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育、学校の放課後における子どもの世話、介護などを有償で行う組織です。</p>	42 49
23* ワンストップサービス	<p>各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいいます。</p>	49